

「おやこふらっとひろば中央」開設準備及び運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 案件名称

「おやこふらっとひろば中央」開設準備及び運営業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

「おやこふらっとひろば中央」（以下、「ひろば」という。）は、令和4年度前半に移転する中央区役所新庁舎の機能の一部として整備する。

ひろばでは、子育てに関する専門知識をもった職員の見守りのもと、①親子が、子育て教室に参加したり、絵本を読んだり、アートに触れたり、文化を感じたりすることにより、子どもたちの感性と創造力を育み、心豊かな成長を促すとともに、②親同士の交流を支援し、③必要に応じて、親子を区役所の関係課や児童館、子育てサークルなど、地域で子育て支援を行っている施設や団体につないでいく。

本件委託業務を通じて、区庁舎の子育て支援機能の強化を図るとともに、中央区の子育て支援の輪を広げていく中心拠点にしていくことで、子育てしやすい中央区・神戸市を実現していく。

(2) 業務内容等

別添仕様書のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

- ・令和4年度の開設準備及び運営業務の委託額は、9,720千円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む、内訳は開設準備費3,220千円、運営費6,500千円を目安とする）を上限とする。
- ・運営業務（令和5年度～令和7年度）の委託額は8,600千円/年度額（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）を上限とする。
- ・委託額が上限額を超えた場合は事業者として選定しない。
- ・開設準備業務の委託料には、物件費（内装整備費、備品・おもちゃ・絵本購入費及びこれらにかかる設営費等）、企画費及び事務費を含む。ただし、物件費については、整備完了後、実費分を支払う。
- ・運営業務の委託料には、人件費、事業費（プログラム実施にかかる講師料・材料費等、傷害保険料等）、物件費及び事務費を含む。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※開設準備業務については、令和4年度前半の中央区役所新庁舎開所日までに履行することを基本とするが、区役所との事前協議により承認が得られた場合は区役所が認める日までの履行を可とする。

(5) 履行場所

神戸市中央区東町115番地 神戸市中央区役所（新庁舎）3階

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は、企画提案書に基づき本市と協議のうえ決定する。その際仕様書についても必要に応じ

て見直す。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

各年度の事業終了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。ただし、希望する場合は、事前に区役所と協議のうえ、委託料の1/2を限度に受託者の請求に基づき概算で支払うこともできる。

(3) 保険契約

別紙指定の補償額がある傷害保険に加入することとする。なお、損害賠償保険については、本市が加入する市民総合賠償補償保険を適用する。

(4) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

(5) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 神戸市内に本部、または拠点を有するもの。グループ（JV）での申請の場合は代表団体を対象とする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等を滞納している法人、又は代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (5) 企画提案時において、兵庫県指名停止基準並びに神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 子どもや親子を対象に、子育て支援等の講座や教室の開催実績があること。
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。

5 スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 公募開始（公募要領の公表） | 令和3年11月15日（月） |
| (2) 参加申請関係書類・質問受付締切 | 令和3年12月10日（金）17時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和3年12月17日（金） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和4年2月10日（木）17時まで |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和4年2月下旬 |
| (6) 選定結果通知 | 令和4年3月中旬 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和4年4月1日（金） |

(8) 新庁舎開所予定

令和4年度前半

(9) 事業完了

令和8年3月31日(火)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

① 受付期間

令和3年11月15日(月)から令和3年12月10日(金)17時まで

※持参による場合は、本市の休日を除く9時～12時、13時～17時

② 提出書類

i 参加申請書(様式1)

ii 会社概要・業務経歴書(任意様式)

iii 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書【写し可】

iv 国税の納税証明書(その3の3)【写し可】

v 印鑑証明書【原本】

vi 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式2)

※iii～vは発行日より3ヶ月以内のものとする。

※令和2・3年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有する場合は、iii～viは提出不要。

※グループ(JV)による申し込みの場合は、すべての構成員についてii～viの書類の提出が必要。

③ 提出部数 各1部

④ 提出場所

本要領9に定める担当部署まで、Eメールまたは郵送・宅配または持参。
持参による場合は、事前に電話連絡すること。

郵送・宅配による場合は、送付記録が残る方法により受付期限までに提出場所に必着とすること。

⑤ 参加資格決定通知 令和3年12月中旬に通知する。

⑥ その他

参加申請を行ったものに対し、ひろば図面など追加資料を提供する。

(2) 質問の受付

① 受付期間

令和3年11月15日(月)から令和3年12月10日(金)17時まで

② 提出方法

「質問票」に内容を記載し、本要領9に定める担当部署までEメールにより提出すること。

なお、当方法以外による質問及び期限を過ぎた質問への回答はしない。

また、送信後、到達確認のため、本要領9に定める担当部署に電話連絡すること。

③ 回答は、参加者全員に対して、令和3年12月17日(金)までにEメールにより回答する。

(3) 企画提案書の提出

① 受付期間

令和3年11月15日(月)から令和4年2月10日(木)17時まで

※持参による場合は、本市の休日を除く9時～12時、13時～17時。

- ② 提出書類
- i 企画提案書（様式3）
 A4サイズとし、両面で10枚20ページまで。
 企画提案書には、選定基準及び仕様書の委託業務の内容を簡潔に盛り込むこと。
 また、ひろばのレイアウト図、イメージ図なども含むこと。
- ii 収支計画書（様式4）
 できるだけ詳細な内訳を明記すること。
 金額には消費税及び地方消費税を含むこと。
- ③ 提出部数 各7部（原本1部、副本6部）
 別途、PDFデータも提出すること。
 ※PDFデータが10Mを超える場合はCD-Rを郵送もしくは持参すること
- ④ 提出場所
 本要領9に定める担当部署まで、郵送・宅配または持参。
 持参による場合は、事前に電話連絡すること。
 郵送・宅配による場合は、送付記録が残る方法により受付期限までに提出場所に必着とすること。

7 選定に関する事項

(1) 審査方法

委託事業者の選定にあたっては、「おやこふらっとひろば中央 開設準備及び運営業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）で審査し、下記基準により、総合的に判断する。

また、応募団体よりプレゼンテーション等の聞き取りを行うものとする。

(2) 選定基準及び配点

選定基準		配点
申請者に関する事項 (5点)	児童健全育成事業等の実績 ・児童福祉施設等の運営実績など ・子どもや親子を対象にした子育て支援等の講座や教室の開催実績	10
運営・事業に関する事項 (9.5点)	ひろば運営全般について ・神戸・中央区らしい特色の提案 ・広報の計画（開設準備期から開設後） ・安全管理、危機管理体制（救急・事故対応、避難誘導等の考え方等） ・苦情対応、子育て相談における考え方等 ・感染症等の感染防止対策 ・関係機関との連携など	20

	職員体制について ・施設管理者、職員の実務経験等 ・適切な人員配置、確保の見込み ・研修等育成体制	10
	開設準備業務について ・整備コンセプト・イメージ ・整備計画 ・その他整備に関する提案	20
	運營業務について ・年間事業計画等 ・子育て支援事業について 必須事業、事業者独自事業、その他子育て支援事業 ・ひろば事業に関する提案等	30
	収支計画 ・適正な収支計画か	10
合計		100

(3) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
なお、提案事業者が7者を超える場合は、企画提案会に先立ち書類選考を実施する。
- ③ 書類選考にあたっては、審査項目に沿って、企画提案書類等提出書類の内容審査を行い、選定委員の評価点の合計が上位7者の事業者について企画提案会に参加できるものとする。選考結果については、応募書類の提出者全員にEメールにて通知する。
- ④ 企画提案会（プレゼンテーション審査）
 - ・日時 令和4年2月下旬 ※詳細は別途通知する。
 - ・場所 神戸市中央区役所
 - ・内容 企画提案書等による質疑応答を含むプレゼンテーション
(プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度)

※説明は、本業務の責任者またはこれに準ずるものを行うこと。
- ⑤ 審査の結果、選定委員会の評価点が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。なお、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、選定基準の次の項目の評価点が高い方に決定する。
 - ・運營業務の子育て支援事業

応募事業者が1者の場合、評価点が6割以上であれば、委託予定事業者とする。
- ⑥ 委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の協議を行う。
- ⑦ 委託予定事業者が辞退または協議が不調となったときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 提案に要する費用、条件等

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 提出期限後の提出や提出後の差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。
- (7) 参加申請が1者のみの場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、本市は契約を締結しない、または契約を解除することができる。
- (9) 本要領に定めのない事項については、協議により定める。また本要領の定め、疑義が生じた場合は同様とする。

9 提出先、問い合わせ先

担当部署：中央区保健福祉部 こども家庭支援課（おやこふらっとひろば担当）

住 所：〒651-8570 神戸市中央区雲井通5丁目1番1号 中央区役所5階

電 話：078-232-4411（内線370） （F A X：078-232-1495）

Eメール：chuo_kodomohukushi@office.city.kobe.lg.jp